

お客さまへ

上越信用金庫

大雪にかかる災害に対する金融上の措置についてのご案内

今回の連日の降雪により上越市と妙高市の一部に災害救助法が適用されました。つきましては、当分の間、次のとおり便宜的に取扱させていただく場合がありますので、ご相談ください。

1. 大雪の影響により、預金証書、通帳、お届の印鑑等を持ち出せない場合は、お支払いについて便宜的に取扱いする場合がありますので、お気軽にご相談願います。（ご本人さまを確認できる公的資料等をお持ちください。）
2. 定期預金や、定期積金等の期限前払出しや、これを担保とする貸付についても、ご相談ください。
3. 大雪での障害により、支払期日が経過した手形については、状況により関係機関と相談させていただきます。
4. 大雪での障害による、手形の不渡処分についても配慮する場合がございます。
5. 大雪の被害を受けられた皆さまには、各種ご融資等につきまして何なりとご相談願います。

その他、お困りのことがありましたら、窓口へお問合せください。

以上